別表気象大学校学生採用試験の項の次に次のように加える。

海上保安官採用試験	大卒程度の者	一　社会経済情勢に関する知識を備えていること。 二　状況に応じて課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を備えていること。 三　採用後の研修又は職務経験を通じて第一号に規定する知識並びに前号に規定する論理的な思考力、判断力及び表現力の向上が見込まれること。 四　職務を適切に遂行することができる身体の状況にあること及び職務を遂行する上で求められる体力を備えていること。 五　前各号に掲げるもののほか、採用試験の種類の全てを通じて備えているべき知識、能力等を備えていること。

別表備考第一号ホを削り、同号へ中「第一条第二項第四号」を「第一条第二項第三号」に改め、同号へを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　入国警備官採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第四号に掲げる官職への採用を目的としたもの

別表備考第一号中ツをネとし、ソをツとし、同号レ中「第一条第二項第十四号」を「第一条第二項第十五号」に改め、同号レを同号ソとし、同号タ中「第一条第二項第十三号」を「第一条第二項第十四号」に改め、同号タを同号レとし、同号ヨの次に次のように加える。

タ　海上保安官採用試験　専門職試験のうち、第一条第二項第十三号に掲げる官職への採用を目的としたもの

附　則

この政令は、令和二年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十八号

高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十三条第一項（第十六号に係る部分に限る。）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

一　高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）別表第三第一の項ロ

二　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）本則の表五十四の項のロ

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

総務大臣　高市　早苗
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十九号

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

法務大臣　三好　雅子
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十号

民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十四号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

民法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年四月一日とする。

法務大臣　三好　雅子
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三